

1. はじめに

2009年4月5日に、チェコ共和国プラハで行われた米国オバマ大統領の演説が象徴するように、核軍縮への動きが高まりを見せている。オバマ大統領は、演説の中で核兵器の無い世界の実現のために「核兵器を使用したことがある唯一の核保有国として米国には行動する道義的責任がある」¹と主張し、世界に対して核軍縮をアピールした。

一方で、現行の核不拡散体制の中心である NPT 体制に関して言えば、必ずしも不拡散を促す方向に動いているとは言い切れない。北朝鮮の核問題は、日本が位置する東アジアの安全保障の大きな懸案事項であるし、イランの核開発疑惑は依然として存在している。また、核保有国であるイスラエル、インド、パキスタンはいずれも NPT 未締約国である。

そして何よりも、NPT 体制は、2001 年の米国同時多発テロ以降その脅威を増しつつあるテロリストなどの非国家アクターへの核拡散を抑止する有効な手立てとはなっておらず、とりわけ、核テロに対する国際社会の脅威認識は高まっている。

こうした情勢の中で核の脅威に対して日本はどう対応すべきか、国家アクター、非国家アクター双方に焦点をあてて考察する。

2. 国家アクターによる核保有の意味と東アジアにおける核抑止

国家の核開発の動機については以下の要因が考えられる²。

第一には、敵対する国家の既存の核兵器体系への対抗がある。冷戦期の米ソの核軍拡競争はこの論理の元で行われ、中国の核開発やインドの核保有に引き続くパキスタンの核武装の例がこれに当てはまる。第二は、敵対する大国からの攻撃に対して同盟国が報復しないことに対する不安を払拭するためである。冷戦期、イギリスやフランスが核戦力を整備した背景には、米国の拡大抑止に対する西欧諸国の不信があった。第三に、敵対国の通常戦力の脅威に対して、比較的安価な抑止の手段を得るためである。イスラエルの核保有はアラブ諸国の脅威に対する抑止が目的であり、北朝鮮の核開発の理由の一つにも、韓国軍の通常戦力に対抗する意図があろう。第四に、域外大国からの介入の抑止である。北朝鮮が核やミサイル技術の開発を推進する主な理由として、米国の軍事介入を防ぐ目的があることは明らかである。そして第五に、核保有によって国際的な威信を高めるためである。北朝鮮は、核実験やミサイル発射を米国との交渉を有利に動かすための外交カードとして使用している。

日本周辺、とりわけ北東アジアにおいては、NPT を脱退している北朝鮮の核問題が安全

¹ 「バラク・オバマ大統領のフラチャニ広場（プラハ）での演説（仮翻訳）」在日米国大使館ホームページ
<<http://tokyo.usembassy.gov/jp/tpj-20090405-77.html>>

² Kenneth Waltz, "The Spread of Nuclear Weapons: More may better," *Adelphi Papers*, No.171. (London: International Institute for Strategic Studies, 1981)
ならびに、梅本哲也『核兵器と国際政治 1945-1995』財団法人日本国際問題研究所 1996 年 224-226 頁を参照した。

保障上の大きな懸案であり、上記の核保有の動機を考えると、短期間で一方的な核軍縮を行うことは、核開発を企図する国家が有する核兵器の価値を相対的に高めてしまう結果となりかねない。潜在的な脅威となり得る既存の核保有国に日本が対処するためには、短期的に見れば NPT 体制の枠組みを強化しつつ、オフショアバランサー³としての米国の拡大抑止を有効に機能させることが最も現実的といえるだろう。そうすることで、北朝鮮をはじめ、新規に核兵器を保有しようとする国家に対してそのメリットを減じることができるからである。そのためには、日本政府は日米間の緊密な関係をアピールすることが重要である。

しかしながら、核抑止論や NPT 体制をはじめとする核不拡散体制は、とりわけ同時多発テロ後の新しい安全保障環境においては不完全であるといわざるを得ない。

その理由としては、まず、米国同時多発テロ以降その脅威が高まっている核テロに対して、核抑止力が機能しないとされる⁴からである。従来の核抑止の考え方は、自国に対する攻撃に対しては大規模な報復の脅しを通して相手の攻撃を思いとどまらせる⁵というものである。そのため、2002 年の米国の国家安全保障戦略にも記されているように、殉教を厭わず、守るべき国家を持たないテロリストには、抑止による攻撃の阻止は役立たないとされる。

また、NPT 体制はインドやパキスタン、北朝鮮といった、条約を離脱した国家に対する核拡散を防げないという根本的な問題を孕んでいる。こうした NPT 未締約国からの核物質や核技術が非国家アクターに拡散することで、核テロを引き起こす遠因となる可能性もある。

2006 年に発表された米国家安全保障戦略では、こうしたテロリストによる核攻撃の脅威に対抗するために、「ならず者国家」やテロリストへの核関連物質の移送を防ぐことに焦点をあて、拡散に対する安全保障構想（PSI）の推進や NPT の強化が明記された⁶。

また、国連安保理決議 1540 号では、非国家アクターに対する大量破壊兵器の取得に関する支援を控えるように規定しているが、その遵守は各国の努力に委ねられており、全国連加盟国が完全な遵守を果たすことは容易ではないといえるだろう。

³ オフショアバランシングについては、ジョン・J・ミアシャイマー、奥山真司訳『大国政治の悲劇』五月書房 2007 年 第 7 章、ならびに、ステイブン・M・ウォルト、奥山真司訳『米国世界戦略の核心』五月書房 2008 年 177-180 頁 に詳しい。

ブッシュ政権時の米国の安全保障戦略を考えると、米国は必ずしもオフショアバランシングを採っているとは言えない。しかし北東アジア地域においては、冷戦終結後、北朝鮮問題など安全保障に重大な影響を及ぼす問題に対して、米国は野心的な軍事介入をしていない。その一方で 1996 年の台湾海峡危機に対する空母の派遣など、地域の安定を直接的に崩すような事態に対しては限定的なバランシングを行っている。その意味で、米国は北東アジアに対してはオフショアバランシングの行動をとっていると考えられる。

⁴ グレアム・アリソン著、秋山信将・戸崎洋史・堀部純子訳『核テロ—今ここにある恐怖のシナリオ』日本経済新聞社 2006 年 157-159 頁

⁵ 抑止力は「拒否的抑止」と「懲罰的抑止」の二種類の分類が可能であるが、本論文での「抑止」は後者の意味で使用する。

⁶ The White House Washington “The National Security Strategy of the United States of America” (March 2006) pp18-20 <<http://georgewbush-whitehouse.archives.gov/nsc/nss/2006/nss2006.pdf>>

3. 非国家アクターに対する核抑止としての核鑑識

本来抑止の概念が通用しないテロリストの様な非国家アクターに対しても、核鑑識の技術を発展させ、核の属性を特定することで、核抑止の概念を適用できるとする考え方がある⁷。

核鑑識とは、不法に強奪された核・放射性物質やそれに関連した物質を分析することで核の属性特定のための証拠を提出することである⁸。核の属性特定とは、不法な活動に使用される核・放射性物質の出所を突き止め、移送のルートや産地を特定することで、そうした行為を行った者に対して法的訴追を行うプロセスのことである⁹。

テロリストが核テロを企図するにあたっては、核分裂性物質の獲得をはじめ、兵器の設計や製造等国家規模のインフラが必要となる。すなわち、核テロには、国家アクターによる何らかの形の関与が必要である。そこで不法なテロ行為に使用される可能性のある、もしくは使用された核物質やそれに関連する物質を分析し、その出所を特定できれば、関与した国を明らかできる、とするのが核鑑識の考え方である。

核鑑識の起源は、冷戦期、ソ連の核実験の場所や規模、種類を特定するために米国が発展させてきた技術に遡ることが出来るが、この技術が再び注目されるようになってきたのは冷戦後のことである¹⁰。その主な理由には、ソ連の崩壊による核兵器の闇市場の拡大、A. Q. カーン博士による核輸出ビジネスのネットワークの暴露、国際的なテロリズムの拡大が挙げられる。

1996年に、G8の不拡散専門家グループの後援で核密輸国際技術作業グループ（ITWG）が設立された。ITWGは核物質の違法取引に対処するために、IAEAと連携を図りながら、核鑑識の分野での技術協力や支援を関係国と行うことを目的としている。また、米国においても、2002年に国防総省が核の属性特定能力を向上させることを目的として、核鑑識の分析を行うチームを発足させている¹¹。そして、2006年に国土安全保障省は核鑑識に関連する組織を統合する目的で、国家核鑑識センター（NTNFC）を設立した。しかしながら、ブッシュ前政権は核鑑識に対して数千万ドルの資金しか投じていない¹²。また、この技術は現在発展途上であり、かつ核の属性割り出しには核鑑識の結果に加えて、テロリストと関係のある国家についてのインテリジェンスを組み合わせ、その精度を高める必要がある。

⁷ Caitlin Talmadge, "Deterring a Nuclear 9/11," *The Washington Quarterly*, Vol. 30, No.2 (Spring 2007)
ならびに、須江秀司「核の鑑識活動—核拡散防止で望まれる国際的取り組み—」『防衛研究所紀要第10巻第3号』防衛省防衛研究所 2008年3月

⁸ IAEA, Nuclear Forensics Support: Reference Manual. IAEA Nuclear Security Studies No. 2 Technical Guidance (IAEA Vienna 2006) pp.3

⁹ *Ibid.* pp.2-3

¹⁰ Caitlin Talmadge, "Deterring a Nuclear 9/11," pp.27

¹¹ 須江秀司、前掲書 pp.76

¹² グレアム・アリソン「核の脅威を止める 21世紀の抑止力」『ニューズウィーク日本版 2009年3月25日号』
<<http://newsweekjapan.jp/stories/world/2009/04/21.php?page=1>>

だが、核鑑識の技術の確実性を増し、核の属性を特定する能力を確立できれば、国家アクターによるテロリストへの支援を抑止することで核テロの防止に繋がり、かつ核物質を管理するインセンティブを国家アクターに与えることが出来る可能性が高まるといえよう。

4. 核鑑識レジームの構築とわが国の役割

核鑑識による抑止を図っていくためには、まず第一に国際的な正統性を得ることが極めて重要であるといえるだろう。特に核の鑑識を行う過程では政治的な偏見を排すため、IAEAのような国際的な枠組みで、複数の異なった研究所での客観的な分析が必要¹³である。そのためには、核鑑識とその結果に基づく制裁のシステムを含めて多国間の「核鑑識レジーム」を構築する必要がある。

第二には、核鑑識の技術を確立させるために、世界規模の核物質データベースの構築とそのデータベースに対する迅速なアクセスを可能とする仕組みが必要¹⁴である。こうしたデータベースには当然各国の提供を妨げるような機微な情報も含まれる。そのため短期間に世界の核保有国がデータベース作成に参画するのは極めて困難であるが、核保有国がまず積極的に参画することで、多国間の参加の下地を作る余地はあろう。さらに、情報の交換が進む中で各国の信頼醸成が推進され、国家間の核軍縮を促進する可能性もある。重要な点は、核大国をはじめとする多国間の協力関係なくしては、核テロを抑止することが出来ないという事である。

日本は、米国との協力関係を緊密に維持していくことが何よりも重要である。ただ、この関係はいわゆる米国依存を意味するものではない。世界の核大国である米国との協力なくしては核問題を現実的に解決していくことが不可能である上に、米国のパワーを利用することが東アジアの安定には不可欠である。その意味において、米国との信頼関係の維持が必須となろう。

そして、核の脅威に対処していくためには、米国のもっている核鑑識のリソースを多国間の枠組みに活かすような働きかけを行っていくべきである。同時に、核鑑識の技術をより確実なものとするためにも、日本は技術協力をはじめとする貢献を行うことで、日本の科学技術力を外交に活かし、核軍縮へとつなげることが出来るのではないだろうか。「世界で唯一の被爆国」として核の脅威に対処するためには、具体的な取り組みを世界にアピールすることが必要である。

¹³ Caitlin Talmadge, *"Deterring a Nuclear 9/11,"* pp.29

¹⁴ *Ibid.* pp.28-29